

議案第87号

芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例中一部
改正の件

芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成31年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部
を改正する条例

芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同項第7号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第3号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定により第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例第3条第7号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格したものであつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

説 明

水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者等の資格に、専門職大学に係る要件を加えるほか、所要の整備をするため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 <u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) 一略一</p> <p>(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)・(9) 一略一</p> <p>2 一略一</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) 一略一</p> <p>(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)・(9) 一略一</p> <p>2 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 <u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者 <u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u> については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後 <u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同項第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生 <u>(同法による専門職大</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術</p>

改正案	現 行
<p>学の前記課程の修了者を含む。次号において同じ。) については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定により第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例第3条第7号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格したものであって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</p>	<p>上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) 一略一</p> <p>2 一略一</p>